

新規就農定着促進事業Q & A (事業実施主体・都道府県向け)

事業実施主体について

Q 1 - 1 どのような組織が事業実施主体になれますか。

A 1 - 1

事業実施主体は次に掲げるいずれかの協議会となります。

地域担い手育成総合支援協議会

都道府県担い手育成総合支援協議会（原則として が無い場合）

その他の協議会

のその他の協議会は以下の要件を満たすことが必要です。

- ・原則一以上の市町村をその区域とする都道府県、市町村及び農業団体等により構成されること。
- ・代表者の定めがあること。
- ・協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理の方法及び責任者、公印の管理及び使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約その他の規定が定められていること。
- ・規約その他の規定に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- ・都道府県、市町村又は農業団体の担当部局のうち1つ以上が協議会の事務局の一部を構成していること又は当該組織の役員、管理職等責任のある立場の者のうち1人以上が協議会の事務処理及び会計処理において責任のある立場にあること。
- ・2名以上の監事を置くこと。

Q 1 - 2 地域担い手育成総合支援協議会がある場合でも、都道府県担い手育成総合支援協議会が事業実施主体になることはできますか。

A 1 - 2

都道府県担い手育成総合支援協議会が事業実施主体になる場合は、原則として、地域担い手育成総合支援協議会が無い場合ですが、地域の事情により都道府県担い手協議会が事業実施主体になることができます。詳しくは地方農政局（北海道は農林水産省経営局、沖縄県は沖縄総合事務局）にご相談下さい。

Q 1 - 3 地域に地域担い手育成総合支援協議会がない場合はどうしたらよいですか。

A 1 - 3

地域担い手育成総合支援協議会がない場合は以下のような対応が考えられますので、地域内でよく検討してください。

都道府県担い手育成総合支援協議会が事業実施主体となる。

地域にある既存の協議会を事業実施主体とする。（規約の改正等が必要な場合もあります。）

地域担い手育成総合支援協議会等の協議会を新たに設立する。

Q 1 - 4 新規就農者の居住地と就農地が異なる場合に、どちらの協議会で事業を実施すればよいでしょうか。

A 1 - 4

本事業は新規就農者の育成・確保に取り組む協議会に対して補助するものであることから、就農地の協議会で事業を実施することが基本であると考えます。（地域の実情に応じて居住地の協議会でも就農地の協議会に相談した上で事業を実施することも可能です。）

事業実施主体の事務手続きについて

Q 2 - 1 事業実施主体となる協議会が行う事務の内容を教えてください。

A 2 - 1

事業実施主体が行う主な事務は以下のとおりです。詳しくは要綱・要領・ガイドラインをご参照下さい。

- ・ 地域内の新規就農者に対する本事業の周知
- ・ 交付規則の策定
- ・ 地域内の新規就農者からの本事業の申請の審査及び取りまとめ
- ・ 新規就農者育成計画の作成
- ・ 地方農政局長等への育成計画の承認申請、補助金の交付の申請
- ・ 助成対象者への交付決定の通知、助成金の交付
- ・ 助成対象者からの完了報告の取りまとめ及び地方農政局等への実績報告
- ・ 新規就農者育成計画に基づく支援
- ・ 事業実施後のフォローアップ

Q 2 - 2 新規就農者育成計画で定める新規就農者の育成・確保及び定着に向けた取組方針ではどのようなことを記載すればよいですか。

A 2 - 2

地域内での新規就農者の育成・確保及び定着に向けた取組方針の内容は、青年等の就農の促進に関する基本的な方向等について都道府県知事が定める就農促進方針に即したものである必要がありますので、就農促進方針の内容を参考に、新規就農者の育成・確保及び定着に向けた取組の内容や関係機関との連携について記載して下さい。

Q 2 - 3 新規就農者育成計画で新規就農者の確保数に関する目標を記載することになっていますが、新規就農者の定義はどのようなものでしょうか。

A 2 - 3

各都道府県において、新規就農者の数について情報を把握していることから、各都道府県において把握している新規就農者の定義と同様のものを考えております。（地域の協議会ごとに新規就農者の数を独自に集計する場合は、都道府県ともご相談の上、その数を記載していただいても結構です。）

Q 2 - 4 新規就農者育成計画で定める助成対象者の経営改善に関する目標はどのようなことを記載すればよいですか。

A 2 - 4

助成対象者の経営改善に関する目標の例としては以下のような事項があげられますので、地域の実情に即した目標を設定してください。

- ・ 就農計画又は新規就農者営農計画に定めた所得目標の達成状況
- ・ 農業所得の向上
- ・ 農産物売上高の向上
- ・ 経営規模の拡大

Q 2 - 5 新規就農者育成計画で定める新規就農者の支援計画ではどのような内容を記載すればよいですか。

A 2 - 5

新規就農者の支援計画では、協議会及び協議会構成機関における新規就農者の支援に関する計画を記載していただきます。

例えば、研修会の開催、定期的な巡回によるフォローアップ、農地の斡旋、本事業以外の助成事業等の活用の取組などが想定されます。

Q 2 - 6 都道府県担い手育成総合支援協議会が事業実施主体となった場合は、育成計画は都道府県単位のものを作成するのでしょうか。

A 2 - 6

都道府県担い手育成総合支援協議会が事業実施主体となった場合の育成計画は、都道府県単位のものであっても、事業を実施する範囲のものであっても構いませんが、あらかじめ地方農政局等にご相談下さい。

Q 2 - 7 助成対象者が追加されるなどの変更があった場合にはどうすればよいですか。

A 2 - 7

助成対象者が追加される場合は、新規就農者育成計画を変更して地方農政局（北海道は農林水産省経営局、沖縄県は沖縄総合事務局）の承認を受ける必要があります。このような場合は、あらかじめ地方農政局にご相談下さい。

Q 2 - 8 事業実施主体は新規就農定着促進事業単独の口座を設ける必要はありますか。

A 2 - 8

金銭出納を明確にしておく必要があること、かつ、利子が発生しないように措置する必要があることから、基本的には新規就農定着促進事業単独の口座を設けることが基本となります。

Q 2 - 9 国からの補助金が協議会の口座に入金してから、助成対象者へ助成するまでの間に時間がかかり、利息が発生した場合はどのように扱えばよいでしょうか。

A 2 - 9

利息が生じた場合は返還していただく必要があります。このため、利息が発生しないように、金利の生じない決算用口座を用いることが望ましいと考えております。

Q 2 - 10 特定高性能農業機械の導入に対して助成を行う場合には、都道府県が定める特定高性能農業機械の導入計画の利用規模の下限面積を満たしている必要がありますか。

A 2 - 10

基本的に、助成希望者の就農計画又は新規就農者営農計画に定められた目標における面積規模が導入計画の利用規模の下限面積を考慮する必要があると考えております。

新規就農者営農計画の認定について

Q 3 - 1 認定就農者に準じる者の認定に関する手続きはどのようなものですか。

A 3 - 1

各都道府県により認定の手続きは異なるものと考えますが、就農計画の認定の手続きに準じて認定することを想定しています。

Q 3 - 2 認定就農者に準ずる者の認定基準はどのようなものですか。

A 3 - 2

認定の基準は以下のとおりです。

- ・新規就農者営農計画の目標が就農促進方針に照らして適当であること。
- ・新規就農者営農計画に即した経営が行われていること。

Q 3 - 3 認定就農者に準ずる者を認定するには一定の研修経験が必要でしょうか。

A 3 - 3

新規就農者営農計画に定めた目標を達成することがみこまれるのであれば、研修経験が無くとも認定して差し支えないと考えます。

Q 3 - 4 認定就農者に準ずる者の認定のために就農計画の認定委員会を活用してもよいですか。

A 3 - 4

就農計画の認定委員会を活用してもよいです。

Q 3 - 5 就農促進方針を変更する必要はありますか。

A 3 - 5

本事業のために就農促進方針を変更する必要はありません。